

北本市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(目的)

第1条 この告示は、性の多様性を尊重するパートナーシップの宣誓の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、市民一人ひとりが、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮し、家庭、職場、学校、地域等のあらゆる分野に対等に参画することができる社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 次の要件のいずれかに該当する2者が、互いを人生のパートナーとして相互に協力し、継続的な共同生活を行うことを約した関係をいう。
 - ア 双方又は一方が性的少数者であること。
 - イ アに掲げるもののほか、事実上の婚姻関係にあること。
- (2) パートナーシップの宣誓 パートナーシップにある2者が、市長に対し、互いがパートナーシップにあることを誓うことをいう。
- (3) 性的少数者 異性愛者でない者又は自らの生物学的性別に違和感のある者をいう。
- (4) 通称名 戸籍上の氏名以外の呼称であって、社会生活上通用しているものをいう。

(対象者)

第3条 パートナーシップの宣誓をすることができる者は、次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 成年であること。
- (2) 市内に住所を有していること又はパートナーシップの宣誓の日から3月以内に市内への転入を予定していること。
- (3) 配偶者がいないこと及びパートナーシップの宣誓をしようとする相手以外の者とのパートナーシップがないこと。
- (4) パートナーシップの宣誓をしようとする2者が、民法（明治29

年法律第89号)第734条又は第735条の規定により婚姻することができないとされている者でないこと。

(パートナーシップの宣誓)

第4条 パートナーシップの宣誓は、市職員の面前において北本市パートナーシップ宣誓書(様式第1号。以下「宣誓書」という。)を記入し、次に掲げる書類を添えて市長に提出することにより行わなければならない。

- (1) 誓約書(様式第2号)
- (2) 住民票の写し
- (3) 独身証明書その他これに類する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の規定により宣誓書を提出した者が本人であることを確認するため、当該宣誓書を提出した者に対し、次のいずれかの書類の提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) パスポート
- (3) 運転免許証
- (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書であって、本人の写真が貼付されたもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当であると認める書類

3 第1項の宣誓をしようとする場合においては、当該宣誓をしようとする者は、戸籍上の氏名に代えて通称名を使用することができる。

(証明書等の交付)

第5条 市長は、パートナーシップの宣誓がなされた場合において、当該宣誓をした者が第3条各号に掲げる要件を満たしていると認めるときは、北本市パートナーシップ宣誓証明書(様式第3号)又は北本市パートナーシップ宣誓証明カード(様式第4号。以下これらを「証明書等」という。)を当該宣誓をした者に交付するものとする。

(証明書等の再交付)

第6条 前条の規定により証明書等の交付を受けた者(以下「宣誓者」という。)は、次に掲げる事項に該当するときは、証明書等の再交付

を市長に申請することができる。

(1) 証明書等を紛失したとき。

(2) 証明書等を損傷し、又は汚損したとき。

2 前項の申請は、北本市パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書（様式第5号）に市長が必要と認める書類を添えて行わなければならない。

3 市長は、第1項の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、証明書等を再交付すべきものと認めたときは、速やかにこれを再交付するものとする。

4 第1項の申請は、その者がパートナーシップの宣誓をした日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して30年間を経過した日以後は、行うことができない。

（証明書等の記載事項の変更）

第7条 宣誓者は、住所、氏名その他証明書等の記載事項に変更があったときは、北本市パートナーシップ宣誓証明書等記載事項変更届（様式第6号）に証明書等を添えて、市長に届け出なければならない。この場合における本人確認の方法については、第4条第2項の規定を準用する。

（証明書等の返還）

第8条 宣誓者は、次のいずれかに該当するときは、証明書等を市長に返還しなければならない。

(1) 宣誓者の双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき。

(2) 宣誓者の一方が死亡したとき。

(3) 第3条各号（第1号を除く。）に該当しなくなったとき。

2 前項の返還は、北本市パートナーシップ宣誓証明書等返還届（様式第7号。以下「返還届」という。）に証明書等を添えて、市長に届け出ることにより、行わなければならない。

3 市長は、宣誓者が虚偽その他不正の手段により宣誓をしたときは、当該宣誓者の証明書等を返還させることができる。

（対象者に対する配慮）

第9条 市長は、パートナーシップの宣誓に関する施策の推進に当たっ

ては、この告示の目的を尊重し、対象者のプライバシーに十分配慮するものとする。

(周知啓発)

第10条 市長は、多様な性に対する市民、事業者等の理解を深めるため、パートナーシップの宣誓に関する施策について、必要な周知啓発活動に努めるものとする。

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年11月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）



北本市パートナーシップ宣誓書

（宛先）北本市長

私たち_____と_____は、互いを人生のパートナーとして相互に協力し、継続的な共同生活を行うことを宣誓し、署名します。

年 月 日

住所

氏名（通称名）

生年月日

_____年 月 日

連絡先

住所

氏名（通称名）

生年月日

_____年 月 日

連絡先

市記載欄

氏名	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他（ ）	No.
氏名	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他（ ）	

様式第2号（第4条関係）

誓約書

年 月 日

（宛先）北本市長

私たちは、パートナーシップの宣誓を行うに当たり以下の内容を誓約します。
 以下の内容が事実と異なることが判明した場合は、証明書等を市に返還します。

氏名 _____ 氏名 _____

（通称名） _____ （通称名） _____

要綱規定	確認事項	回答欄 (該当するものに✓してください。)
第3条 第1号	宣誓当日、双方が成年に達している。	<input type="checkbox"/> 該当します。
第3条 第2号	(1) 双方が市内に住所を有している。 (2) 一方が市内に住所を有し、他の一方が宣誓の日から3月以内に市内への転入を予定している。 (3) 双方とも3月以内に市内への転入を予定している。	<input type="checkbox"/> 左記のいずれかに該当します 【転入予定の場合】 転入予定者： _____ 転入予定日： _____ 年 月 日 転入予定住所： _____ 【転入予定の場合】 転入予定者： _____ 転入予定日： _____ 年 月 日 転入予定住所： _____
第3条 第3号	双方に配偶者がいない及び相手方宣誓者以外のものとパートナーシップにない。	<input type="checkbox"/> 該当します。
第3条 第4号	宣誓をする者同士が、民法（明治29年法律第89条）第734条又は第735条の規定により婚姻することができないとされている者でない。	<input type="checkbox"/> 該当します。

以下市使用欄

添付書類	<input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 独身証明書 <input type="checkbox"/> その他 (_____)	<input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 独身証明書 <input type="checkbox"/> その他 (_____)
------	--	--



北本市パートナーシップ宣誓証明書

住所

住所

氏名

氏名

年 月 日生

年 月 日生

宣誓日 年 月 日

北本市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓がなされたことを証明します。

北本市長



※ 本証明書を使用する際には、裏面の注意事項を参照してください。

(裏)



注意事項

- 1 この証明書は、北本市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の趣旨に従って使用すること。
- 2 宣誓者は、次のいずれかに該当するときには、市長に届け出ること。
 - (1) 住所、氏名その他証明書等の記載事項に変更があったとき。
 - (2) パートナーシップが解消されたとき。
 - (3) 一方が死亡したとき。
 - (4) 一方が市外へ転出したとき。
- 3 2(2)、(3)及び(4)に該当する場合には、この証明書を市長に返還すること。

この証明書を提示された方へ

北本市は、多様性を認め合いながら自由で平等なまちの実現を目指しています。この証明書により、法律上の効果が生じるものではありませんが、お互いを大切に思い合っているお二人のパートナーシップを尊重することを、北本市は、お二人に約束いたします。お二人が自由に、そして安心して、いきいきと活躍されることを期待しています。

市民や事業者の皆さまには、このパートナーシップの趣旨を御理解いただき、御協力くださいますようお願いいたします。

- 1 パートナーシップとは
次の要件のいずれかに該当する2者が、互いを人生のパートナーとして相互に協力し、継続的な共同生活を行うことを約した関係をいいます。
 - (1) 双方又は一方が性的少数者であること。
 - (2) (1)に掲げるもののほか、事実上の婚姻関係にあること。
- 2 パートナーシップの宣誓をしたときに誓約した事項
 - (1) 配偶者がいないこと及び宣誓しようとする相手以外の者とのパートナーシップがないこと。
 - (2) 民法第734条又は第735条の規定により婚姻することができないとされている者でないこと。

転入予定について

転入予定の場合には、転入予定日を記載しています。

転入予定日	年 月 日	年 月 日
-------	-------	-------

通称名を使用した宣誓について

以下に戸籍上の氏名（外国人の場合は、これに準ずるもの）を記載しています。

(フリガナ)		
氏 名		
戸籍上の氏名		

様式第4号（第5条関係） （表）

	北本市パートナーシップ宣誓証明カード
北本市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓がなされたことを証明します。	
<input type="text" value="本人"/>	<input type="text" value="パートナー"/>
_____ 様 _____ 様	
第 _____ 号	
宣誓日	年 _____ 月 _____ 日
	北本市長 <input type="text" value="印"/>

（裏）

北本市は、多様性を認め合いながら自由で平等なまちの実現を目指しています。	
この証明カードにより、法律上の効果が生じるものではありませんが、お互いを大切に思い合っているお二人のパートナーシップを尊重することを、北本市はお二人に約束いたします。	
この証明カードの提示を受けた方は、この趣旨を十分御理解くださいますようお願いいたします。	
【戸籍上の氏名】 （通称名使用時）	
<input type="text" value="本人"/>	<input type="text" value="パートナー"/>
氏名 _____ 様	氏名 _____ 様

- ・ 宣誓証明カードのサイズは、（縦 54mm×横 86mm）とする。

様式第5号（第6条関係）

北本市パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書

年 月 日

（宛先）北本市長

申請者 住所

氏名（通称名）

北本市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第6条第1項の規定により、
証明書等の再交付を受けたいので、申請します。

- 1 再交付を申請する理由（該当するものに○印を付けてください。）
 - (1) 紛失
 - (2) 損傷又は汚損

- 2 再交付を申請する書類（該当するものに○印を付けてください。）
 - (1) 証明書
 - (2) 証明カード

添付書類

- 1 損傷又は汚損した証明書等
- 2 遺失物届出証明書その他市長が必要と認める書類

様式第6号（第7条関係）

北本市パートナーシップ宣誓証明書等記載事項変更届

年 月 日

（宛先）北本市長

届出者 住所

氏名（通称名）

北本市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第7条の規定により、証明書等の記載事項の変更について届け出ます。

記載事項の変更の内容（いずれかに○印を付けるとともに、その内容を記載してください。）

- 1 住所 ()
- 2 氏名 ()
- 3 通称 ()
- 4 その他 ()

